

自転車甲子園開催等事業委託仕様書

1 事業目的

高校生を対象とする自転車を核としたイベントを開催することにより、自転車先進県としてのブランド力を更に強化するほか、生徒及び教職員に対し、自転車の安全走行やメンテナンス等に関する知識を習得させるとともに、スポーツアイテムとしての魅力を体感させることで、生徒等がサイクリングを通じて地域の自然環境や文化への理解を深め、地域の魅力を発見・発信できる人材として活躍すること及びサイクリングの普及拡大を図ることを目的とする。

2 事業期間

契約締結の日から令和9年3月末まで

3 事業内容

(1) 自転車甲子園の開催

サイクリングに関する正しい知識や技術を身に付けるとともに、地域の魅力を発見・発信できる人材の育成を目指し、高校生を対象とする自転車を核としたイベントを開催する。留意事項は次のとおり。

〔留意事項〕

- ・イベントの名称については、「第6回自転車甲子園」とすること。
- ・開催方法（開催日、開催場所、開催内容等）について提案すること。
- ・参加対象については、広く県内外の高校生を対象とすること。

（参考）令和7年度の開催実績

（愛媛県自転車新文化推進協会（以下「協会」という。）主催）

名 称：第5回自転車甲子園

開催日程：令和7年11月9日（日）

開催場所：ANA クラウンプラザホテル松山

参加対象：県内外の高等学校等

種目内容：①道路交通法を基準としたクイズ

②実技種目 ヘルメットの装着、8の字スラローム、
スタンディング2M、20cm×30M1本橋

③地域活動や取り組みに関するスピーチ

テーマ：自転車又はサイクリングに関する「地域課題」「交通安全」
「地域活性化」「新たな価値づくり」

④討論バトル

テーマ：自転車に乗る人が道路交通法を順守するために必要な方法とは？

(2) 自転車甲子園参加校・講習会希望校のフォローアップ等

生徒及び教職員を対象とした次の事業の実施に関する一切の業務を行うこと。

なお、対象校については、高等学校等に対して広く募集を行い実施すること。

ア 安全走行・メンテナンス講習会

交通法規や自転車のルール、サイクリングマナーなど安全利用に関する座学や、自転車

の種類・構造等の基礎知識、基本的なメンテナンスについての講習会を開催する。

〔想定〕

- ・対象校：高等学校等
- ・実施回数：各校1回
- ・参加人数：15名程度

イ サイクリング魅力体感研修

実際に公道を走行するサイクリング体験を通じ、正しい通行方法や安全な速度等について指導するとともに、サイクリングの魅力や楽しみを体感してもらう。

〔想定〕

- ・対象校：高等学校等
- ・実施回数：各校1回
- ・参加人数：15名程度
- ・注意事項：サイクリング体験の走行コースは、安全な走行及び休憩場所の確保に配慮して設定すること。

ウ フォロー研修会

各校での経験年数や実績に応じた研修を行い、サイクリングの更なる魅力発見につなげる。

〔想定〕

- ・対象校：高等学校等
- ・実施回数：各校1回
- ・参加人数：15名程度
- ・注意事項：各校の実情に応じた研修となるよう配慮すること。

エ 電話やメールによるアドバイス

上記ア～ウの対象校において実施する活動が、より有意義なものとなるようアドバイスをする。

(3) スタッフの確保

業務の実施に当たっては、次のスタッフを確保すること。

ア サイクリングガイド

3(2)イのサイクリングにおいては、参加者に伴走し、サイクリングの技術的指導が行える者を適切な人数確保すること。

イ その他スタッフ

アのほか、参加者が安全かつ快適に講習会等を受講できるよう、必要なスタッフを確保すること。

(4) 損害保険への加入

業務の実施に係る事故等に備え、参加者及びスタッフに対して損害保険への加入を行うこと。

(5) 成果品の提出

受託者は、事業終了後、下記により速やかに事業実績報告書(様式任意)を提出すること。

同報告書には、自転車甲子園開催等事業を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

○作成部数 1部

○提出先 愛媛県自転車新文化推進協会事務局

(愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局自転車新文化推進課)

4 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、協会に帰属する。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、協会が行うものとする。

(3) 権利関係の処理

①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。

②受託者又は協会が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。

③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、協会と受託者で協議の上、処理することとする。

5 その他留意事項

(1) 委託事業の実施にあたっては、道路交通法の基準に適合する車両の使用、同法を遵守した素材(写真、動画など)の制作など、交通ルールやマナーに違反することがないように注意すること。特に、電動アシスト自転車(E-BIKEなど)を使用する場合は、公益財団法人日本交通管理技術協会において電動アシスト自転車型式認定を受けた製品を使用するなど、電動アシスト自転車に対する規制に留意すること。

(2) 事業の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、協会との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心掛けること。特に、交通法規に関わる内容(例:制作する動画の交通違反の有無)は、法令を確認するとともに必要に応じて協会と協議しながら慎重に進めること。

(3) ホームページの作成・運用にあたっては、別記「自転車甲子園開催等事業に係るホームページ等システム管理基準」及び別記「個人情報取扱特記事項」に基づく個人情報の管理等を順守すること。

(4) ホームページ等の作成にあたっては、協会と十分協議の上、作業を進めること。

(5) 受託者は、作成したホームページ等により利用者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(6) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ、協会と受託者で協議の上、処理すること。